



平成25年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社ニューフレアテクノロジー
代表者名 代表取締役社長 重光 文明
(コード番号 6256)
問合せ先 取締役総務部長 天明 郁夫
(TEL. 045 - 471 - 1982)

株式分割、単元株制度の採用、配当予想の修正 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び配当予想の修正を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月25日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成25年6月25日開催予定の第18期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件とします。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月29日付)の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

- ①分割前の発行済株式数 120,000株
- ②今回の分割により増加する株式数 11,880,000株
- ③分割後の発行済株式数 12,000,000株
- ④分割後の発行可能株式総数 14,000,000株

(3) 株式分割の日程

基準日設定公告日 平成25年9月13日(金)
基 準 日 平成25年9月30日(月)
効 力 発 生 日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割」の効力発生日である平成25年10月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

【ご参考】

平成25年9月26日(木)をもって、大阪証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①本店の所在地

事業遂行上のリスクを軽減すると共に、製品の安定供給体制を構築することで、より一層強固な事業基盤を確保すること、並びに事業効率を改善することを目的として、本社（所在地：横浜市港北区）と沼津事業所（所在地：静岡県沼津市）を横浜事業所（所在地：横浜市磯子区）へ集約するため、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものです。

本変更につきましては、後日開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則をつけます。なお、この附則については、本店移転の効力発生日後、これを削除させていただきたいと存じます。

②株式分割及び単元株制度の採用

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、株式の分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更し、第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

本変更につきましては、平成25年10月1日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則をつけます。なお、この附則については、本変更の効力発生日後、これを削除させていただきたいと存じます。

本件株式の分割の実施及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

株式の分割につきましては、平成25年6月25日開催の株主総会で単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更等の定款の一部変更が承認可決されることを条件として、平成25年10月1日をもって平成25年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株を100株に分割することを、平成25年5月23日開催の取締役会において決議しております。

③自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第9条に自己の株式の取得の規定を新設し、現行定款第7条以下を各3条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（変更部分は下線で示す。）

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を静岡県沼津市に置く。 第4条～第5条 （条文省略）	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。 第4条～第5条 （現行どおり）
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>140,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>14,000,000株</u> とする。

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(新 設)	<u>(自己株式の取得)</u> 第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第7条～第37条 (条文省略)	第10条～第40条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u> 第1条 第3条の規定変更は、後日開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。 第2条 第6条の規定変更並びに第7条及び第8条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月25日
定款変更の効力発生日 (第3条) 平成25年10月 (予定)
定款変更の効力発生日 (第9条) 平成25年6月25日
定款変更の効力発生日 (その他) 平成25年10月1日

5. 平成26年3月期の配当予想の修正について

平成25年10月1日(火)を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割することに伴い、1株当たりの配当予想を、平成25年5月10日(金)に公表した「平成25年3月期決算短信」に記載の予想金額から以下のとおり修正します。なお、すでに公表している株式分割前の1株当たり配当予想額を、今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はありません。

年間配当の内訳

	1株当たり配当金(円)		
基準日	第2四半期	期末	年間
前回予想 (平成25年5月10日発表)	0円00銭	10,000円00銭	10,000円00銭
今回修正予想	0円00銭	100円00銭	100円00銭

以 上